

## 千葉県指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

### 1 指定の申請

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の9第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1により知事に申請する。

(2) 指定を受ける対象は、千葉県の区域内（千葉市・船橋市・柏市を除く。）に所在する医療機関（病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者）とする。

(3) 知事は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果を別紙様式2により申請者に通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の申請をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

ただし、新規に開設する医療機関又は薬局から申し出があった場合、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日とすることができる。

### 2 指定の更新

(1) 法第19条の10第1項の規定により、指定の更新を申請する指定医療機関の開設者等（法第19条の9第1項の規定により指定を受けた病院、診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者をいう。）は、別紙様式1により知事に申請する。

(2) 知事は、所要の審査を行った上で、審査した結果を別紙様式3により申請者へ通知する。

### 3 変更の届出

(1) 指定医療機関の名称及び所在地等、別紙様式1の内容に変更が生じた場合は、法第19条の14の規定により、指定医療機関の開設者等は、別紙様式4により、指定を受けた知事に届け出なければならない。

(2) 知事は、変更の届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

### 4 業務の休廃止等の届出

指定医療機関の開設者等は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の36の各号に掲げる場合には、別紙様式5により、速やかに指定を受けた知事に届け出なければならない。

### 5 指定の辞退

法第19条の15の規定により指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式6により知事に申し出なければならない。

## 6 公表

知事は、指定医療機関の指定（更新を含む。）、名称等の変更、指定の辞退及び指定の取消しがあった場合は、法第19条の19の規定により、ホームページを通じて公表する。

### 附則

この要領は、平成26年12月19日から施行する。

### 附則

この要領は、平成27年1月13日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和5年11月30日から施行する。